

| 規 則 名 | 理 由 | 要 旨 |
|---|--|---|
| <p>奈良県立高等学校等職員 安全衛生管理規程の一部改 正</p> | <p>労働安全衛生規則の改正 等に伴う県立学校の安全衛 生管理体制の強化のため、 所要の改正を行うもの。</p> | <p>1 安全衛生管理体制の見直し・法令改正に伴う新設への対応 (1) 総括安全衛生管理者及び衛生管理者の職務にかかる条項の新設 (第5条の2、第6条の2関係) (2) 安全衛生推進者にかかる条項の削除 (第7条関係) (3) 化学物質管理者及び保護具着用管理責任者にかかる条項の新設 (第6条の3～第6条の6関係) (4) 関係条項の削除に伴う変更 (第9条第4項関係)</p> <p>2 指定する健康診断を受診しない場合についての取扱いの明確化 指定する健康診断を受診しない場合の対応について明記 (第20条第2項、第3項関係)</p> <p>3 要綱により実施している事業について、実施根拠を規定 過重労働による面接指導にかかる条項を新設 (第27条の4関係)</p> <p>4 所轄労働基準監督機関への報告について明記 (第29条関係)</p> |

| 規 則 名 | 理 由 | 要 旨 |
|-------|-----|---|
| | | 5 施行期日 公布の日から施行する。 <p style="text-align: right;">(改正附則関係)</p> |

奈良県立高等学校等職員安全衛生管理規程（平成八年三月奈良県教育委員会教育長訓令第 号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

奈良県教育委員会教育長 大石 健 一

第五条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条の次に次の一条を加える。

（総括安全衛生管理者の職務）

第五条の二 総括安全衛生管理者は、衛生管理者を指揮し、次の各号に掲げる業務を総括管理する。

- 一 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関する事
- 二 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関する事
- 三 健康診断の実施その他健康管理に関する事
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事
- 五 健康管理医の業務の内容等の周知に関する事
- 六 その他職員の安全及び衛生に関する事

第六条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条の次に次の五条を加える。

（衛生管理者の職務）

第六条の二 衛生管理者は、次に掲げる事項を管理する。

- 一 健康に異常のある者の発見及び処置
- 二 作業環境の衛生上の調査
- 三 作業条件、施設等の衛生上の改善
- 四 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- 五 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項
- 六 職員の負傷及び疾病並びにそれによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成
- 七 その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等

2 衛生管理者は、前項の事項を管理するとともに、職場を巡視し、設備、作業方法は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（化学物質管理者）

第六条の三 法第五十七条の三第一項の危険性又は有害性等の調査以下「リスクアセスメント」という。）をしなければならない労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条各号に掲げる物及び法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を取り扱う県立学校に化学物質管理者を置く。

2 化学物質管理者は、総括安全衛生管理者が、当該県立学校の職員のうちから選任するものとする。

3 総括安全衛生管理者は、前項の規定により選任したときは、速やかに、教育長に報告しなければならない。

（化学物質管理者の職務）

第六条の四 化学物質管理者は、次に掲げる事項を管理する。

一 リスクアセスメントの実施に関すること。

二 リスクアセスメントの結果に基づく露防止措置の内容及び実施に関すること。

三 リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。

四 リスクアセスメントの結果等の記録の作成及び保存並びに職員への周知に関すること。

五 リスクアセスメントの結果に基づく露防止措置の状況、職員のばく露状況、職員の作業及びばく露防止措置に係る職員の意見聴取に関する記録の作成及び保存並びに職員への周知に関すること。

六 職員への周知及び教育に関すること。

（保護具着用管理責任者）

第六条の五 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十二条の六に該当する県立学校に保護具着用管理責任者を置く。

2 保護具着用管理責任者は、総括安全衛生管理者が、当該県立学校の職員のうちから選任するものとする。

3 総括安全衛生管理者は、前項の規定により選任したときは、速やかに、教育長に報告しなければならない。

（保護具着用管理責任者の職務）

第六条の六 保護具着用管理責任者は、次に掲げる事項を管理する。

- 一 保護具の適正な選択に関する事。
- 二 職員の保護具の適正な使用に関する事。
- 三 保護具の保守管理に関する事。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第九条第四項を次のように改める。

- 4 総括安全衛生管理者は、前項の規定により選任したときは、速やかに、教育長に報告しなければならない。

第二十条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、前項の健康診断を受けないときは、当該健康診断の検査項目を全て満たす健康診断の結果を証する書面を総括安全衛生管理者に提出することにより、当該健康診断の受診に代えることができる。

- 3 前項の検査項目は、別に定める。

第二十七条の二の見出しを「(ストレスチェックの実施)」に改め、同条第一項中「職員の心理的な負担の程度を把握するための検査」を「職員に対し、ストレスチェック(法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査をいう。以下同じ。)」に改め、同条第二項中「前項の検査」を「ストレスチェック」に改める。第二十七条の三の次に次の一条を加える。

(過重労働による面接指導)

第二十七条の四 職員の過重労働による健康障害を防止するため、健康管理医による面接指導を行う。

- 2 前項の面接指導は、別に定めるところにより実施する。
- 第二十九条に次の一項を加える。

- 2 総括安全衛生管理者は、法及びこれに基づく命令により、所轄の労働基準監督機関に対し、適切に報告しなければならない。

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(総括安全衛生管理者) 第五条 略 2 略</p> <p>3 総括安全衛生管理者に事故があるときは、 総括安全衛生管理者があらかじめ指名する者 がその職務を代理する。</p> <p>(総括安全衛生管理者の職務) 第五条の二 総括安全衛生管理者は、衛生管理 者を指揮し、次の各号に掲げる業務を総括管 理する。</p> <p>一 職員の危険又は健康障害を防止するた めの措置に関すること。</p> <p>二 職員の安全又は衛生のための教育の実 施に関すること。</p> <p>三 健康診断の実施その他健康管理に関す ること。</p> <p>四 労働災害の原因の調査及び再発防止対 策に関すること。</p> <p>五 健康管理医の業務の内容等の周知に関す ること。</p> | <p>(総括安全衛生管理者) 第五条 略 2 略</p> <p>3 総括安全衛生管理者は、衛生管理者を指 揮し、次に掲げる業務を総括管理する。</p> <p>一 職員の危険又は健康障害を防止するた めの措置に関すること。</p> <p>二 職員の安全又は衛生のための教育の実 施に関すること。</p> <p>三 健康診断の実施その他健康の保持増進 のための措置に関すること。</p> <p>四 労働災害の原因の調査及び再発防止対 策に関すること。</p> <p>五 健康管理医の業務の内容等の周知に関す ること。</p> <p>六 その他職員の安全及び衛生に関するこ と。</p> <p>4 総括安全衛生管理者に事故があるときは、 総括安全衛生管理者があらかじめ指名する者 がその職務を代理する。</p> |

改正案

現行

六| その他職員の安全及び衛生に関すること⁹⁾

(衛生管理者)

第六条 略

2 略

3| 総括安全衛生管理者は、衛生管理者を選任したときは、速やかに、教育長に報告するものとする。

(衛生管理者の職務)

第六条の二 衛生管理者は、次に掲げる事項を管理する。

一 健康に異常のある者の発見及び処置

二 作業環境の衛生上の調査

三 作業条件、施設等の衛生上の改善

四 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備

五 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項

六 職員の負傷及び疾病並びにそれによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成

七 その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等

2| 衛生管理者は、前項の事項を管理するとともに、職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(化学物質管理者)

第六条の三 法第五十七条の三第一項の危険性

(衛生管理者)

第六条 略

2 略

3| 衛生管理者は、総括安全衛生管理者の指揮を受け、前条第三項各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項に関する業務に携わる⁹⁾

4| 総括安全衛生管理者は、衛生管理者を選任したときは、速やかに、教育長に報告するものとする。

改 正 案

現 行

又は有害性等の調査（以下「リスクアセスメント」という。）をしなければならない労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条各号に掲げる物及び法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を取り扱う県立学校に化学物質管理者を置く¹。

2| 化学物質管理者は、総括安全衛生管理者が、当該県立学校の職員のうちから選任するものとする。

3| 総括安全衛生管理者は、前項の規定により選任したときは、速やかに、教育長に報告しなければならない。

（化学物質管理者の職務）

第六条の四 化学物質管理者は、次に掲げる事項を管理する。

- 一 リスクアセスメントの実施に関すること¹。
- 二 リスクアセスメントの結果に基づくばく露防止措置の内容及び実施に関すること。
- 三 リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。
- 四 リスクアセスメントの結果等の記録の作成及び保存並びに職員への周知に関すること。
- 五 リスクアセスメントの結果に基づくばく露防止措置の状況、職員のばく露状況、職員の作業及びばく露防止措置に係る職員の意見聴取に関する記録の作成及び保存並びに職員への周知に関すること。
- 六 職員への周知及び教育に関すること。

（保護具着用管理責任者）

改正案

第六条の五 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十二条の六に該当する県立学校に保護具着用管理責任者を置く。

2| 保護具着用管理責任者は、総括安全衛生管理者が、当該県立学校の職員のうちから選任するものとする。

3| 総括安全衛生管理者は、前項の規定により選任したときは、速やかに、教育長に報告しなくてはならない。

（保護具着用管理責任者の職務）

第六条の六 保護具着用管理責任者は、次に掲げる事項を管理する。

- 一 保護具の適正な選択に関すること。
- 二 職員の保護具の適正な使用に関すること。
- 三 保護具の保守管理に関すること。

第七条 削除

（作業主任者）

第九条 略

2及び3 略

4| 総括安全衛生管理者は、前項の規定により選任したときは、速やかに、教育長に報告しなくてはならない。

現行

（安全衛生推進者）

第七条 県立学校給食調理場に安全衛生推進者を置く。

2| 安全衛生推進者は、職員で法及びこれに基づく命令に定める者のうちから、その者が属するところの総括安全衛生管理者が選任するものとする。

3| 安全衛生推進者は、法及びこれに基づく命令に定める職務を行う。

4| 前条第四項の規定は、安全衛生推進者について準用する。

（作業主任者）

第九条 略

2及び3 略

4| 第六条第四項の規定は、作業主任者について準用する。

改正案

現行

(受診義務)

第二十条 職員は、指定された期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。

(受診義務)

第二十条 職員は、指定された期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。ただし、別に医師による健康診断を受け、その結果について証明する書面を総括安全衛生管理者に提出したときは、この限りでない。

2| 前項の規定にかかわらず、職員は、前項の健康診断を受けないときは、当該健康診断の検査項目を全て満たす健康診断の結果を証する書面を総括安全衛生管理者に提出することにより、当該健康診断の受診に代えることができる。

3| 前項の検査項目は、別に定める。

(ストレスチェックの実施)

第二十七条の二 職員に対し、ストレスチェック(法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査をいう。以下同じ。)を実施する。

(職員の心理的な負担の程度を把握するための検査)

第二十七条の二 職員の心理的な負担の程度を把握するための検査を実施する。

2 ストレスチェックの実施者、実施対象者及び医師による面接指導等については、別に定める。

2 前項の検査の実施者、実施対象者及び医師による面接指導等については、別に定める。

(過重労働による面接指導)

第二十七条の四 職員の過重労働による健康障害を防止するため、健康管理医による面接指導を行う。

2| 前項の面接指導は、別に定めるところにより実施する。

(報告)

第二十九条 略

(報告)

第二十九条 略

2| 総括安全衛生管理者は、法及びこれに基づく命令により、所轄の労働基準監督機関に対

改
正
案

し、適切に報告しなければならない

現
行